5 議案第98号関係

おいらせ町国民健康保険税条例 新旧対照表(抜粋)

改 正 案 現 行

<u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税</u> の課税の特例)

24 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が外国居住者等の所得に対する相互主義に よる所得税等の非課税等に関する法律(昭 和37年法律第144号)第8条第2項に規定す る特例適用利子等、同法第12条第5項に規 定する特例適用利子等又は同法第16条第2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所 得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑 所得を有する場合における第3条、第6条、 第8条及び第23条の規定の適用について は、第3条第1項中「山林所得金額の合計 額から同条第2項」とあるのは「山林所得 金額並びに外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税等に関する 法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項 (同法第12条第5項及び第16条第2項にお いて準用する場合を含む。) に規定する特 例適用利子等の額(以下この条及び第23条 において「特例適用利子等の額」という。) の合計額から法第314条の2第2項」と、「山 林所得金額の合計額(」とあるのは「山林 所得金額並びに特例適用利子等の額の合計 額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又 は特例適用利子等の額」と、第23条中「山 林所得金額」とあるのは「山林所得金額並 びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税

の課税の特例)

25 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が外国居住者等の所得に対する相互主義に よる所得税等の非課税等に関する法律第8 条第4項に規定する特例適用配当等、同法 第12条第6項に規定する特例適用配当等又 は同法第16条第3項に規定する特例適用 配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所 得を有する場合における第3条、第6条、 第8条及び第23条の規定の適用について は、第3条第1項中「山林所得金額の合計 額から同条第2項」とあるのは「山林所得 金額並びに外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税等に関する 法律第8条第4項(同法第12条第6項及び 第16条第3項において準用する場合を含 む。)に規定する特例適用配当等の額(以 下この条及び第23条において「特例適用配 当等の額」という。)の合計額から法第314 条の2第2項」と、「山林所得金額の合計 額(」とあるのは「山林所得金額並びに特 例適用配当等の額の合計額(」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は特例適用配当等の 額」と、第23条中「山林所得金額」とある のは「山林所得金額並びに特例適用配当等 の額」とする。

26 略

<u>24 略</u>